このたび、本学名誉教授の菅野和夫先生が、労働法学における多大の功績により 2024 年度の文化功労者に選出されました。

菅野先生は、1966年に東京大学法学部を卒業、1968年に司法修習を終えられた後、本学 法学部助手、助教授を経て、1980年に教授に就任されました。菅野先生は民事法学・刑事法学の普遍的法理論との整合性に留意しつつ、労働関係の特質を踏まえた解釈論を展開した『争議行為と損害賠償』(東京大学出版会、1978年)により、労働法学が法律学として成熟する転機をもたらされました。そして、法律学としての労働法学を確立し



たといわれる 1985 年刊行の『労働法』(弘文堂、第 13 版は 2024 年刊行)によって学界および実務界に多大の貢献をされました。1992 年、2002 年には同書の英訳書を刊行され、また、多数の英語論文によって、日本の労働法学の水準を国際的に示し、その評価を大いに高められました。こうした功績により、菅野先生は国際労働法社会保障法学会会長(2006-2009 年)に選出され、2017 年には生涯を通じて国際的に比較労働法に顕著な功績のあった研究者に授与される Bob Hepple Award (Labour Law Research Network)を受賞されています。

菅野先生は、中央労働基準審議会会長、労働政策審議会会長、中央労働委員会会長、 労働政策研究・研修機構理事長等として労働法政策の発展と労働紛争処理の実務にも重要 な貢献をされました。とりわけ、司法制度改革推進本部労働検討会座長として関与された 労働審判制度の創設、そして、労働契約法制研究会座長として議論をリードされた労働契 約法の制定におけるご尽力は特筆すべきものです。

そのほか、瑞宝重光章(2013年)、福島県外在住者知事表彰(2018年)などを受賞され、2008年からは学士院会員を務められています。先生の文化功労者としてのご顕彰を心よりお慶び申し上げますとともに、益々のご健勝とご活躍を祈念致します。

(大学院法学政治学研究科・法学部 荒木尚志)